

青森県私立高等学校等の修学支援制度の概要（日本国籍生徒向け）

高等学校等就学支援金【新制度】（国）

高等学校等の生徒の**授業料に充てる支援金を支給**し、家庭の経済的負担を軽減する制度です。支援金は学校が代理受領し、授業料と相殺します。

○受給資格(以下の要件を満たすこと)

- 日本国内に住所を有し、高等学校等に在学している生徒
- 生徒が日本国籍を有していること
- ※外国籍の生徒であっても要件を満たせば対象となる場合があります

○支給額（高等学校全日制の場合）

所得制限：なし

支給上限額：年額457,200円（全日制）

【対象】
高等学校
専修・各種

高等学校専攻科修学支援金（国）

専攻科生徒の**授業料に充てる支援金を支給**し、家庭の経済的負担を軽減する制度です。支援金は学校が代理受領し、授業料と相殺します。

○受給資格(以下の要件を満たすこと)

- 日本国内に住所を有し、私立高等学校専攻科に在学している生徒
- 生徒が日本国籍を有していること
- ※外国籍の生徒であっても要件を満たせば対象となる場合があります

○支給額（上限額）

年収目安額 270万円未満

年額493,200円

年収目安額 270万円～380万円未満

年額246,600円

多子世帯

年額493,200円

【対象】
専攻科

就学支援費補助金（県）

高等学校就学支援金【新制度】の受給資格を有する**新入生**で、算定基準額（市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額※）が0円（保護者等の年収目安額(両親がいる場合は合算した額)が270万円未満程度）の場合、**入学金に対して支援**し、家庭の経済的負担を軽減する制度です。

○支給上限額：年額 50,000円

※政令指定都市の場合は調整控除の額に3/4を乗じます

【対象】
高等学校
専修・各種

学び直しへの支援金（国）

高等学校等を**中途退学後、再び私立高等学校等で学び直しをする生徒の授業料の負担を軽減**する制度です。支援金は学校が代理受領し、授業料と相殺します。

○受給資格 高等学校就学支援金【新制度】と同じ

○支給額（高等学校全日制の場合）

所得制限：なし

支給上限額：年額337,200円（全日制）

【対象】
高等学校
専修・各種

家計急変世帯への支援

保護者等の傷病や自己の責めに帰すべき理由によらない離職など、やむを得ない理由により**家計が急変した場合に、授業料等や教育費に対して支援**を行う制度です。必要な要件を満たす場合には、指定された様式により申請に必要な書類を作成いただく必要がありますので、各私立学校又は青森県県民生活推進課までお問い合わせください。

【対象】中学校 高等学校
専攻科 専修・各種

奨学のための給付金（国）

高等学校就学支援金等の受給資格を有する生徒（専攻科を含む）について、**授業料以外の教育費の負担を軽減**するため、高校生等の保護者等に給付金を給付する制度です。給付金は、原則として保護者等の預金口座に振込みます。

※国籍要件を満たす区分1～4及び外国籍等の区分1、区分2の新入生に年額の1/4分について前倒しで受給することができます。

○受給資格(以下の要件を満たすこと)

- 基準日(7月1日)において保護者等が青森県内に住所を有している
- 生徒が国籍要件を満たしていること。※外国籍の生徒であっても要件を満たせば対象となる場合があります。
- 基準日において生活保護法による生業扶助を受けている（区分1）。基準日の属する年度分の保護者等全員の地方税所得割が非課税（区分2）、105,550円未満（区分3）もしくは182,500円未満（区分4）である。※専攻科生徒は要件が異なります。

○支給額(国籍要件をみたす高等学校全日制の場合)

生活保護世帯（区分1）

年額 52,600円

105,550円未満世帯

（区分3）

年額 50,670円

非課税世帯（区分2）

年額 152,000円

182,500円未満世帯

（区分4）

年額 38,000円

【対象】
高等学校 専攻科 専修・各種

授業料等への支援

教育費への支援

「専修・各種」…(1)専修学校高等課程、(2)専修学校一般課程及び各種学校のうち、准看護師等の国家資格者養成課程（中学校卒業者を入所資格とするもの）を置くもの

青森県私立高等学校等の修学支援制度の概要（外国籍生徒向け）

高等学校等就学支援金【経過措置】（国）

高等学校等の生徒の**授業料に充てる支援金を支給**し、家庭の経済的負担を軽減する制度です。支援金は学校が代理受領し、授業料と相殺します。

○受給資格(以下の要件を満たすこと)

- 日本国内に住所を有し、**新制度対象外となる在校生**（留学生含む）
- 保護者等の年収目安額(両親がいる場合は合算した額)が910万円未満程度

○支給額（高等学校全日制的の場合）

年収目安額 590万円未満	年額 39万6,000円
年収目安額 590万円以上910万円未満	年額 11万8,800円

【対象】

高等学校 専修・各種

学び直しへの支援金（国）

高等学校等を**中途退学後、再び私立高等学校等で学び直しをする生徒の授業料の負担を軽減**する制度です。支援金は学校が代理受領し、授業料と相殺します。

○就学支援金新制度の対象外となる外国籍生徒（R8.4以降に新たに学び直し支援を受ける者(留学生除く)）

年収目安額 590万円未満	年額 29万7,000円
年収目安額 590万円以上910万円未満	年額 11万8,800円

○就学支援金新制度の対象外となる外国籍生徒（R8.3末に学び直し支援を受けていた者(留学生含む)）

年収目安額590万円未満	年額 29万7,000円
年収目安額590万円以上910万円未満	年額 11万8,800円

【対象】

高等学校
専修・各種

高校生等・新修学支援（国）

高等学校等就学支援金制度の見直しに伴い、**新制度の対象外となる外国籍の生徒**に対して、旧制度と同等の水準で授業料を支援します。

①R8新入生対象（就学支援金新制度対象外の外国籍及び外国人学校の生徒）※留学生除く

○支給額（高等学校全日制的の場合）

年収目安額 590万円未満	年額 39万6,000円
年収目安額 590万円以上910万円未満	年額 11万8,800円

②R8在校生対象(就学支援金新制度対象外で経過措置が適用される外国籍及び外国人学校の生徒)※留学生含む

○支給額（高等学校全日制的の場合）

年収目安額910万円以上	年額 11万8,800円
--------------	--------------

【対象】

高等学校 専修・各種

高等学校専攻科修学支援金（国）

専攻科生徒の**授業料に充てる支援金を支給**し、家庭の経済的負担を軽減する制度です。支援金は学校が代理受領し、授業料と相殺します。

○受給資格(以下の要件を満たすこと)

- 日本国内に住所を有し、私立高等学校専攻科に在学している生徒（留学生含む）
- 生計維持者（父母）等の年収目安額（父母がいる場合は合算した額）が380万円未満程度である（多子世帯は所得制限なし）**

○支給額（上限額）

年収目安額 270万円未満	月額35,600円
年収目安額 270万円～380万円未満	月額17,800円
多子世帯	月額35,600円

【対象】

専攻科

奨学のための給付金（国）

高等学校就学支援金等の受給資格を有する生徒（専攻科を含む）について、**授業料以外の教育費の負担を軽減**するため、高校生等の保護者等に給付金を給付する制度です。給付金は、原則として保護者等の預金口座に振込みます。

○受給資格(以下の要件を満たすこと)

- 基準日(7月1日)において保護者等が青森県内に住所を有している
- 就学支援金新制度の対象外となる外国籍又は外国人学校の生徒（R8新入生である留学生を除く）
- 基準日において生活保護法による生業扶助を受けている又は基準日の属する年度分の保護者等全員の地方税所得割が非課税である ※専攻科生徒は要件が異なります。

○支給額(高等学校全日制的の場合)

生活保護世帯	年額 52,600円
非課税世帯	年額 152,000円

【対象】

高等学校 専攻科 専修・各種

家計急変世帯への支援

保護者等の傷病や自己の責めに帰すべき理由によらない離職など、やむを得ない理由により**家計が急変した場合に、授業料等や教育費に対して支援**を行う制度です。

必要な要件を満たす場合には、指定された様式により申請に必要な書類を作成いただく必要がありますので、各私立学校又は青森県県民活躍推進課までお問い合わせください。

【対象】 高等学校 専攻科 専修・各種